

「無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令案等」
 に関する意見募集の結果及び意見に対する考え方
 [募集期間：令和8年3月10日（火）～令和8年4月8日（水）]
 意見提出者：計4件（法人1件、個人3件）
 意見提出者一覧（五十音順）

ソフトバンク株式会社	個人（3件）
------------	--------

No.	意見提出者	提出された意見	意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令案				
1	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・第一条による改正後の無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準第七条の四については、何を規定しているのか。例えば、第七条の三の「次の・・・条件を満たすもの」として掲げられたもののように何らかの要件や条件を規定しているものであれば理解できるが、単に「・・・特定高周波無線局であるときは、・・・価格競争実施指針の規定に基づくものであること。」と独立した条で規定しても何ら規範性は無いのではないか。規定ぶりを再考されたい。（二頁参照） ・第二条による改正後の電波法施行規則第八条第一項について、傍線直後の「並びに『同条』第十号」の『同条』は傍線により追加された括弧内の「この条」と紛れうるため使用を避けるべき（※）であり、『設備規則第二条第十号』と書き下す改正をすべきではないか。（四頁参照）※「新訂 ワークブック法制執務 第2版」の間76（P198）においても避けるべき用法として示されている。 ・附則について、施行期日のみを規定するのであれば、条見出しは不要なのではないか。（二十八頁参照） 	<p>御意見の1点目について、認定特定高周波数無線局開設者は、価額競争実施指針に定める条件を遵守する必要があることから、本基準案において、価額競争実施指針の規定に基づくものであることを認定特定高周波数無線局開設者が開設する特定高周波数無線局の要件としています。</p> <p>御意見の2点目及び3点目については、御意見を踏まえ、別添のとおり本案を修正します。</p>	有
電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案				
2	ソフトバンク株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・本訓令案は、26GHz帯のうち先行割当て帯域に関する規定と理解していますが、当該帯域以外についても将来的な追加割当てが見込まれています。これらの追加割当てにより、既存28GHz帯を含め、連続した周波数帯としての利用が想定されるため、混信の回避および円滑な運用の確保の観点から、25.8～26.2GHzの周波数を含め、ミリ波帯全体におけるTDD同期について適切な措置を講ずる必要があると考えます。 	<p>御意見を踏まえ、25.8GHzを超え26.2GHz以下の周波数について、28GHz帯を使用する携帯無線通信を行う無線局の免許人との間において同期の確保について調整を行うこと等を審査事項とする修正を行います。</p>	有
その他				
3	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・参照として言及されている「価格競争参加」（要するに「電波オークション」）だが、国会で決定していないはずの制度を、法案に盛り込んでいるのはおかしいのではないか。巨大独裁企業がメディア・電波を独占する危険から、日本では不採用となっていたはずだ。当法案からは除外すべきではないのか？ 	<p>令和7年4月に成立した電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和7年法律第27号）により、価額競争制度が導入されています。</p>	無

4	個人	<ul style="list-style-type: none"> ・改正案を支持しますが、無線局の開設基準を改正するにあたり、通信を生活必需品として低価格に保つ視点を強く入れてください。 ・5G・6G など無線通信の高度化が進む一方で、大手通信会社の寡占状態は変わらず、利用者負担（特に高齢者・低所得層・地方住民）が重くなっています。無線局の基準変更がさらに基地局整備コストを増やし、結果として通信料金の上昇やデジタルデバイドの拡大を招く恐れがあります。行政が無線インフラを推進するのであれば、以下の点を併せて検討すべきです： <ul style="list-style-type: none"> - 大手通信会社の携帯電話料金と光回線の公共料金化（基本プラン月額 3,000 円以下の上限設定、シンプルプラン限定） - MNP のさらなる簡易化と手数料・解約金の禁止 - 高齢者・低所得層が通信を使わなくても行政サービスを受けられる代替手段（紙・対面・電話）の完全保証 ・これ以上「便利を追い求めすぎる」技術進化で弱者が取り残されることのないよう、ガイドラインに弱者影響分析と公共料金化の視点を追加してください。改正案に通信の公共料金化と格差是正の視点を強く反映することを求めます。 	<p>「改正案を支持」する旨の御意見は、本案への賛同意見として承ります。</p> <p>その他の御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>	無
---	----	---	--	---

(注意事項) 取りまとめの都合上、平仄等について、実質的な内容の変更をもたらさない形式的な修正を行っております。

